

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 83,987 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 918,108 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	248,851	168,591	10,000	1,014		69,246
老人福祉費	37,655			8,551		29,104
児童措置費	47,765	41,202				6,563
母子父子福祉費	4,350	1,513		2,700		137
小計	338,621	211,306	10,000	12,265	0	105,050
社会保険						
国民健康保険対策費	153,351	37,360			34,071	81,920
介護保険対策費	168,900	17,663				151,237
後期高齢者医療費	219,583	38,797		1,815	49,916	129,055
小計	541,834	93,820	0	1,815	83,987	362,212
保健衛生						
予防費	21,885	502				21,383
こどもセンター運営費	2,755	88		810		1,857
子ども医療費	12,337	1,288		10,969		80
健康づくり事業費	676			400		276
小計	37,653	1,878	0	12,179	0	23,596
合計	918,108	307,004	10,000	26,259	83,987	490,858

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和5年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和5年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計繰出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計繰出金に充当。